

平成二十九年十二月一日受領
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一九五第五一号

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の機能拡充と利用促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の機能拡充と利用促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国の支援を実現するにあたって必要な条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「北九州空港の滑走路の三千メートル化」を実施するためには、地元関係者の意見等を踏まえつつ、その効果や影響等について十分に検証する必要があると考えている。

二について

お尋ねの「国の支援を実現するにあたって必要な条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「滑走路端安全区域（RESA）」の整備については、空港管理者が必要な措置を講じているところであり、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第一項に規定する国管理空港である北九州空港については、国土交通省において必要な措置を講じてまいりたい。

三について

政府としては、御指摘の「三菱重工グループ」において、平成三十二年半ばに御指摘の「次世代国産リ—ジヨナルジェット機（MRJ）」の量産初号機の納入が予定され、北九州空港を試験飛行の拠点の一つ

とすることが検討されていると承知しているところ、この試験飛行の実施に当たっては、安全性の審査を適切かつ円滑に実施してまいりたいと考えている。